

令和 8 年

監督処分庁： 静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社野村商店		代表者氏名	代表取締役 野村 勝也
主たる営業所の所在地	静岡県伊東市和田一丁目9番16号			
許可番号	静岡県知事許可 第32145号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、左、と、石、屋、タ、 般-04 鋼、筋、舗、しゅ、板、ガ、塗、防、 内、絶、具、水、解	

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和8年8月18日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項		
処分の内容	建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち、民間工事に係るもの ※「民間工事」とは、「国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事」以外の建設工事をいう。 2 期間 令和8年9月2日から令和8年9月11日までの10日間		
処分の原因となった事実	建設業法違反(粗雑工事による重大な瑕疵) 株式会社野村商店が平成30年に伊東市で実施した、民間住宅改装工事に関して、令和5年9月29日に静岡県から所有者に対して、当該建築物が建築基準法に違反するものとして、是正依頼書が発出されている。このことは、建設業法第28条第1項第3号及び建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。		
その他の参考となる事項	同日付で指示処分も併せて実施		